

償還払い制度について



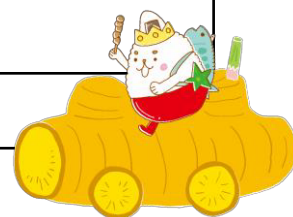
里帰り出産等により高知県外の医療機関で各種健診等を受診した方に、その費用の一部を助成（償還払い）する制度です。

対象となる健診

妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査(AABRに限る)、産婦健康診査、乳児一般健康診査

手続きの流れ

受診	事前にこどもセンターにお問い合わせのうえ、以下の書類を医療機関に提出のうえ、受診してください。 費用は、直接医療機関にお支払いください。 《医療機関に提出する書類》 <input type="checkbox"/> 医療機関あての依頼文書 <input type="checkbox"/> 受診票
給付申請	以下の書類をこどもセンターに提出のうえ、申請してください。 《健康福祉課に提出する書類》 <input type="checkbox"/> 給付申請書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 受診票 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（役場に口座登録がない方）
給付決定	健康福祉課より、給付決定額をお知らせします。
給付	指定の口座に振り込まれます。



注意事項

- 給付額は、実費負担いただいた費用と高知県内での健診費用（下の表）のうち、少ない方の金額となります。ご了承ください。
- 申請は、原則受診後2か月以内にご提出ください。

妊婦一般健康診査	1回目	16,600円
	2～14回目	7,370円
新生児聴覚検査(AABR)	1回目・再検査	5,540円
産婦健康診査	1回目・2回目	5,000円
乳児一般健康診査	1回目・2回目	6,831円